

松山市議会委員会傍聴取扱要領

制 定 平成11年 2月24日
最終改正 平成27年 7月 6日

(趣旨)

第1条 この要領は、松山市議会の常任委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）における傍聴に関し、松山市議会委員会条例（昭和36年条例第7号）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人)

第2条 この要領において「傍聴人」とは、松山市議会議員及び市政記者以外の者であって、委員会の傍聴を申し出た者をいう。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、各委員会10人以内とする。ただし、各委員会の委員長が特に認めたときは、この限りでない。

(傍聴の申出及び受付)

第4条 委員会を傍聴しようとする者（以下「傍聴希望者」という。）は、委員会傍聴申出書（様式第1号）を当該委員会の委員長に提出するものとする。

2 前項の申出書の受付は、委員会の開会予定時刻の1時間前（以下「受付開始時刻」という。）から委員会の開会までとする。ただし、各委員会の委員長が特に認めたときは、この限りでない。

3 第1項の場合において、傍聴希望者は、電話による予約をすることができる。

4 同一傍聴希望者による同一時間帯で行われる複数の委員会への傍聴の申出（前項の予約を含む。）は、認めない。

5 議会事務局に来庁した傍聴希望者が、受付開始時刻に、前条に規定する傍聴人の定員を超えている場合は、抽選により決定する。その場合における傍聴については、電話による予約は受け付けない。

(傍聴人証の交付及び着用)

第5条 傍聴人は、傍聴人証（様式第2号）の交付を受けるものとする。

2 傍聴人は、常時、傍聴人証を左胸に着用しなければならない。

(委員会室への入室等)

第6条 傍聴人は、委員会室への入室に当たっては、委員長及び係員の指示に従わなければならない。

2 傍聴人は、傍聴を終了し、委員会室から退室しようとするときは、傍聴人証を所定の場所に返還しなければならない。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の傍聴に関しては、松山市議会傍聴規則（平成9年議会規則第1号）によるものとする。

(委任)

第8条 この要領の実施に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要領は、平成11年2月24日から施行する。

付 則

この要領は、平成14年9月10日から施行する。

付 則（平成16年3月3日）

この要領は、平成16年3月3日から施行する。

付 則（平成24年8月10日）

この要領は、平成24年8月31日から施行する。

付 則（平成27年7月6日）

この要領は、平成27年7月6日から施行する。